

第2次青森県子どもの貧困対策推進計画 施策体系

現行計画体系	第2次計画体系	現行計画から第2次計画への変更点
<p><b>I 教育の支援</b></p> <p>1 学校をプラットフォームとした総合的な支援</p> <p>(1) 学校教育による学力保障 (2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 (3) 地域による学習支援 (4) 高等学校等における就学継続のための支援</p> <p>2 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担軽減と質の向上</p> <p>3 就学支援の充実</p> <p>(1) 義務教育段階の就学支援の充実 (2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減 (3) 特別支援教育に対する支援の充実</p> <p>4 大学進学等に対する教育機会の提供</p> <p>(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 (2) 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援</p> <p>5 生活困窮世帯等への学習支援</p> <p>6 その他の教育支援</p> <p>(1) 子どもの食事・栄養状態の確保 (2) 多様な体験活動の機会の提供 (3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実</p>	<p><b>I 教育の支援</b></p> <p>1 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築</p> <p>(1) 学校教育による学力保障 (2) <b>スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等</b> (3) <b>地域による学習支援</b> (3) 高等学校等における<b>就学継続のための支援</b></p> <p>2 <b>貧困の連鎖を防ぐための</b>幼児教育の負担軽減と質の向上</p> <p>3 就学支援の充実</p> <p>(1) 義務教育段階の就学支援の充実 (2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減 (3) <b>特別支援教育に対する支援の充実</b></p> <p>4 大学進学等に対する教育機会の提供</p> <p>(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 (2) 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援</p> <p>5 <b>特に配慮を要する子どもへの支援</b></p> <p>(1) <b>児童養護施設等の子どもの学習・進学支援</b> (2) <b>特別支援教育に関する支援の充実</b> (3) <b>外国人児童生徒等への支援</b></p> <p>6 <b>地域における学習支援等</b></p> <p>(1) <b>地域学校協働活動における学習支援等</b> (2) <b>生活困窮世帯等への学習支援</b></p> <p>7 その他の教育支援</p> <p>(1) 子どもの食事・栄養状態の確保 (2) 多様な体験活動の機会の提供 (3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実</p>	<p>国大綱を踏まえて変更</p> <p>国大綱を踏まえて変更</p> <p>国大綱を踏まえて中項目「6 地域における学習支援等」を追加</p> <p>国大綱を踏まえて字句修正</p> <p>国大綱を踏まえて字句修正</p> <p>国大綱を踏まえて「5 特に配慮を要する子供への支援(2)」へ移動</p> <p>国大綱を踏まえて追加、大綱の「配慮を要する」は「支援を要する」に修正</p> <p>国大綱を踏まえて追加</p> <p>国大綱を踏まえて「3 就学支援の充実」から移動</p> <p>国大綱を踏まえて追加</p> <p>国大綱を踏まえて中項目追加</p> <p>国大綱を踏まえて追加</p> <p>国大綱を踏まえて中項目から小項目へ変更</p>
<p><b>II 生活の支援</b></p> <p>1 保護者の生活支援</p> <p>(1) 保護者の自立支援 (2) 保育等の確保 (3) 保護者の健康確保 (4) 母子生活支援施設等の活用</p> <p>2 子どもの生活支援</p> <p>(1) 児童養護施設等の退所児童等の支援 (2) 食育の推進に関する支援 (3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援</p> <p>3 子どもの就労支援</p> <p>(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 (2) 親の支援のない子ども等への就労支援 (3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援 (4) 高校中退者等への就労支援</p> <p>4 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備</p> <p>(1) 関係機関の連携</p> <p>5 支援する人員の確保等</p> <p>(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 (2) 相談職員の資質向上</p> <p>6 その他の生活支援</p> <p>(1) 妊娠からの切れ目のない支援等 (2) 住宅支援</p>	<p><b>II 生活の安定に資するための支援</b></p> <p>1 <b>親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援</b></p> <p>(1) <b>妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援</b> (2) <b>特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援</b></p> <p>2 保護者の生活支援</p> <p>(1) 保護者の自立支援 (2) 保育等の確保 (3) <b>保護者の健康確保</b> (4) <b>母子生活支援施設等の活用</b> (3) <b>保護者の育児負担の軽減</b></p> <p>3 子どもの生活支援</p> <p>(1) <b>児童養護施設等の退所児童等社会的養護が必要な子どもへの支援</b> (2) 食育の推進に関する支援 (3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援</p> <p>4 子どもの就労支援</p> <p>(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 (2) <b>親の支援のない子ども等への就労支援</b> (3) <b>定時制高校に通学する子どもの就労支援</b> (2) 高校中退者等への就労支援 (3) <b>子どもの社会的自立の確立のための支援</b></p> <p>4 <b>関係機関が連携した包括的な支援体制の整備</b></p> <p>(1) <b>関係機関の連携</b></p> <p>5 <b>支援する人員の確保等</b></p> <p>(1) <b>社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化</b> (2) <b>相談職員の資質向上</b></p> <p>6 <b>その他の生活支援</b></p> <p>(1) <b>妊娠からの切れ目のない支援等</b> (2) <b>住宅支援</b></p> <p>5 <b>住宅に関する支援</b></p> <p>6 <b>児童養護施設退所者等に関する支援</b></p> <p>(1) <b>家庭への復帰支援</b> (2) <b>退所等後の相談支援</b></p> <p>7 <b>支援体制の強化</b></p> <p>(1) <b>社会的養護の体制整備、児童相談所の体制強化</b> (2) <b>市町村等の体制強化</b> (3) <b>ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進</b> (4) <b>生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進</b> (5) <b>相談職員の資質向上</b></p>	<p>国大綱を踏まえてタイトル変更</p> <p>国大綱を踏まえて中項目追加</p> <p>国大綱を踏まえて「6 その他の支援」から移動</p> <p>国大綱を踏まえて追加</p> <p>国大綱を踏まえて「1(1)妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援」を含む</p> <p>国大綱を踏まえて「1(2)特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援」を含む</p> <p>国大綱を踏まえて追加</p> <p>国大綱を踏まえて字句修正</p> <p>国大綱を踏まえて追加</p> <p>国大綱を踏まえて「(3)子供の社会的自立の確立のための支援」を含む</p> <p>国大綱を踏まえて「(3)子供の社会的自立の確立のための支援」を含む</p> <p>国大綱を踏まえて追加</p> <p>中項目4以下は、国大綱の体系を踏まえて体系組み替え</p> <p>国大綱の体系を踏まえて追加</p>
<p><b>III 保護者等に対する就労の支援</b></p> <p>(1) 親の就労の支援 (2) 親の学び直しの支援 (3) 就労機会の確保 (4) 保育等の確保</p>	<p><b>III 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</b></p> <p>(1) 親の就労の支援 (2) 親の学び直しの支援 (3) 就労機会の確保 (4) 保育等の確保</p>	<p>国大綱を踏まえて変更</p> <p>国大綱では、ひとり親家庭への支援と二人親世帯を含む困窮世帯等への支援を別項目としているが、本計画においては現行計画の体系を変更せず、両方の支援を合わせた形とする</p>
<p><b>IV 経済的支援</b></p> <p>(1) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付 (2) 児童扶養手当窓口における相談等による自立支援 (3) 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付 (4) 教育扶助 (5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援 (6) 養育費の確保に関する支援</p>	<p><b>IV 経済的支援</b></p> <p>(1) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付 (2) 児童扶養手当窓口における相談等による自立支援 (3) 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付 (4) <b>教育扶助</b> (4) <b>生活保護世帯の子どもの進学時の支援教育支援</b> (5) <b>教育費負担の軽減</b> (6) 養育費の確保に関する支援</p>	<p>生活保護世帯の子どもへの支援の2項目を統合</p> <p>国大綱を踏まえて追加</p>
<p><b>V 新型コロナウイルス感染症等の影響による支援</b></p>	<p><b>V 新型コロナウイルス感染症等の影響による支援</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響による支援を追加</p>